

(別紙)

## 静岡県産材証明制度に係る原木市場の取扱いについて

平成 14 年 11 月 14 日  
静岡県環境森林部林業振興室

静岡県産材証明制度では、素材生産者の他に原木市場を 1 次県産材販売管理票（管理票）発行者として位置付けている。

このような制度とした背景には、森林所有者等で木材業者登録ができない者や、年間素材生産が少量の素材生産業者等が県産材を証明するための受け皿となる役割を期待、制度の適正な運用、普及のためには、1 次の管理票発行部数の多寡が重要になるため、素材を多量に扱う原木市場での効率的な管理票の発行を促す必要があることからである。

このため、1 次の管理票発行者としての原木市場が行う素材の産地の特定や、複合産の産地証明、販売管理票の記入方法等については、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

#### 1. 原木市場における産地の特定

原木市場は、市場への素材出荷者から産地を聴取するなどによって、産地を証明し、発行した管理票の産地を特定できる記録を管理するものとする。

#### 2. 複合産の産地証明

原則として、他県産との区別を行う。

複合産の代表的（材積、本数等多いもの）な産地を管理票に、記載するものとする。

ただし、その産地内訳については、原木市場で明確に管理できるようにする。

#### 3. 管理票の記入方法の特例

- (1) 品番品名、末口径、材積、本数、長さについては、原木市場で発行している既存の明細書などを添付することで、代用できるものとする。（管理票への記載は、「別紙のとおり」で可）
- (2) 備考欄への産地の記載は、産地が特定できる字等までを記載することとするが、やむを得ない事情で字等までの表示をし難い場合は、字等までの産地が特定できる書類を整備することを条件に、市町村名までの記入で可とする。